

○財務省告示第三百号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十四年八月十四日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年九月十一日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法
利付国庫債券（二十年）（第二百二十四回、第二百二十五回、第三百三十二回及び第三百三十三回）及び利付国庫債券（三十年）（第四回、第八回、第九回、第十二回、第十四回、第十六回、第十七回、第十八回、第十九回、第二十回、第二十一回、第二十二回、第二十三回、第二十七回、第二十八回、第三十回及び第三十二回）特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その	振替機関は日本銀行とする。利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次	

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額)
(利付第三十回) 第三十七年国庫債券	二・四%	十年平 日十成 二四 月十二 二十六	九 億 円
(利付第三十回) 第三十六年国庫債券	二・五%	日年平 九成 月四 二十六	二 十 億 円
(利付第三十回) 第三十四年国庫債券	二・四%	日年平 三成 月四 二十六	億三 百六 十四
(利付第三十回) 第三十二年国庫債券	二・一%	日年平 九成 月四 二十五	円百 三十七 億
(利付第三十回) 第三十年国庫債券	一・四%	十年平 日十成 二四 月十二 二十四	億二 百三 十七
(利付第三十回) 第二十八年国庫債券	一・八%	十年平 二十成 日一四 月十二 二十四	五 十 億 円
(利付第三十回) 第二十四年国庫債券	二・九%	十年平 日十成 一四 月十二 二十二	八 十 二 億 円
(利付第二回) 第三十三年国庫債券	一・八%	十年平 日十成 二四 月十二 二十三	円百 四十四 億
(利付第二回) 第三十三年国庫債券	一・七%	十年平 日十成 二四 月十二 二十三	億二 百三 十八
(利付第二回) 第三十二年国庫債券	二・二%	日年平 三成 月四 二十三	五 十 億 円
(利付第二回) 第三十二年国庫債券	二・〇%	十年平 日十成 二四 月十二 二十二	二 十 億 円

（利付第三十年国庫債券） （第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券） （第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券） （第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券） （第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券） （第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券） （第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券） （第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券） （第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券） （第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券） （第三十年国庫債券）
二・三%	二・三%	二・五%	二・五%	二・五%	二・五%	二・三%	二・五%	二・三%	二・三%
日年平三成五月二十二	日年平三成五月二十一	三平月成二五月十年	日年平九成四月二十九	日年平六成四月二十八	日年平三成四月二十八	十年平日十成二月二十七	日年平九成四月二十七	日年平六成四月二十七	日年平三成四月二十七
二十三億円	十億円	円百三十六億	五十億円	円九百十三億	億二百四十七	百五億円	八億円	百十五億円	三十八億円